



令和7年度

第3期山梨県第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画  
年度別実施計画

令和7年3月



## 1 実施計画の基本事項

令和4年3月に策定された「第3期山梨県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画」（以下、「第二種計画」という。）に基づき、令和5年度までのイノシシの生息状況・被害状況のモニタリング結果や捕獲の状況等を踏まえ、令和7年度の管理事業（個体数調整、被害防除対策、生息環境整備）の実施について、年度別実施計画を策定する。

## 2 管理が行われるべき区域

県内全域

## 3 年度別実施計画の執行について

イノシシの生息状況、生態等については未解明な部分も多いため、生息調査、被害状況調査、捕獲状況など複数の調査を行い、結果を総合的に判断したうえ、対策にフィードバックすることが重要である。

### （1）モニタリング調査

令和5年度狩猟期間中における狩猟カレンダーによる目撃・捕獲調査及び管理捕獲によるモニタリングを行った。目撃率、捕獲率のこれまでの変化をみると年により変動はあるもののイノシシ密度（生息数）は減少傾向にあった。

#### ア 目撃率と捕獲率の変化

第一種銃猟における目撃率、捕獲率ともに令和2年度からの増減は少なく、ほぼ横ばいとなった（図1）。

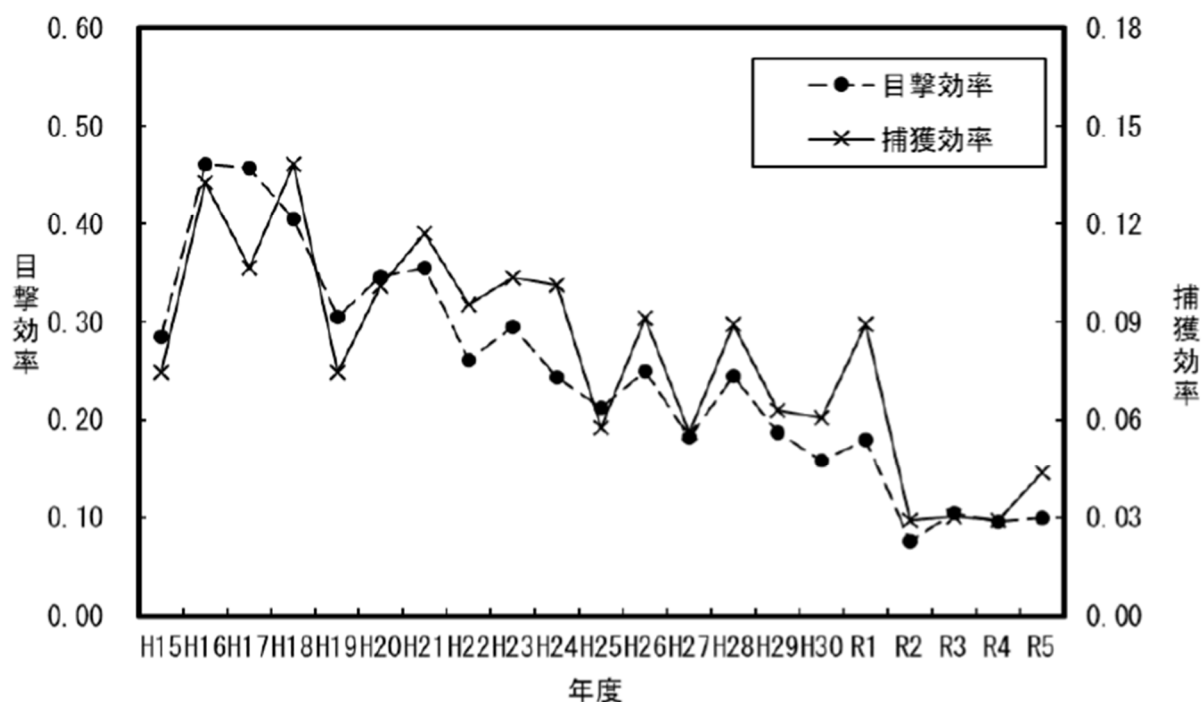


図1 第一種銃猟における目撃率と捕獲率の変化

令和5年度は目撃率が1.0頭/人日以上を示すメッシュはなかった。目撃率が0.5頭/人日以上を示すメッシュは1メッシュあった。令和4年度も目撃率が1.0頭/人日以上のメッシュがなかったことから、令和5年度の目撃率は横ばいであることがわかる（図2）。

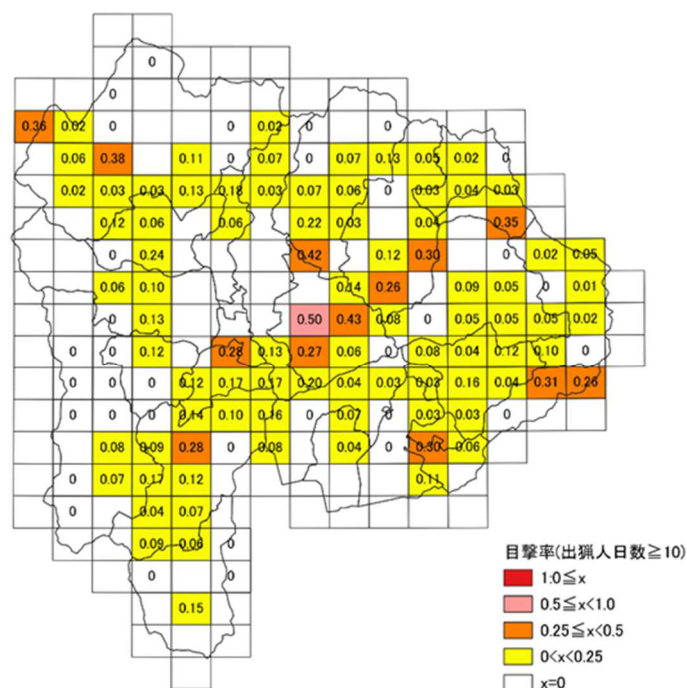


図2 令和5年度イノシシ目撃率（頭/人日）の分布（第一種銃猟）

## イ 皮膚病個体の状況

令和5年度における皮膚病（疥癬症）と疑われる個体の目撃・捕獲頭数の割合は1.14%であり、前年度より増加した（表1）。

表1 皮膚病（疥癬病）が疑われる個体の目撃・捕獲頭数および割合の年次変化

| 年度  | 目撃・捕獲数合計<br>(銃・わな) | 疥癬頭数 | 割合(%) |
|-----|--------------------|------|-------|
| H29 | 1,872              | 27   | 1.44  |
| H30 | 1,877              | 90   | 4.79  |
| R1  | 1,962              | 90   | 4.59  |
| R2  | 1,043              | 22   | 2.11  |
| R3  | 890                | 17   | 1.91  |
| R4  | 1,069              | 4    | 0.37  |
| R5  | 874                | 10   | 1.14  |
| 合計  | 9,587              | 260  | 2.71  |

※目撃・捕獲数合計の算出方法：第一種銃猟の目撃数とわな猟の捕獲数の合計

※H30以降は調査・集計方法が異なる。

## (2) 被害状況

### ア 農業への被害

野菜類、水稻、果樹、芋類などの被害がある。

令和4年度の被害面積は30ha（R3：28ha）、被害量は150t（R3：147t）、被害金額は34百万円（R3：33百万円）となっている。また、多少の増減はあるが、平成25年度以降は被害面積、被害金額ともに若干変動はあるが、やや減少から横ばい傾向で推移している（図3）。※令和5年分については現在集計中

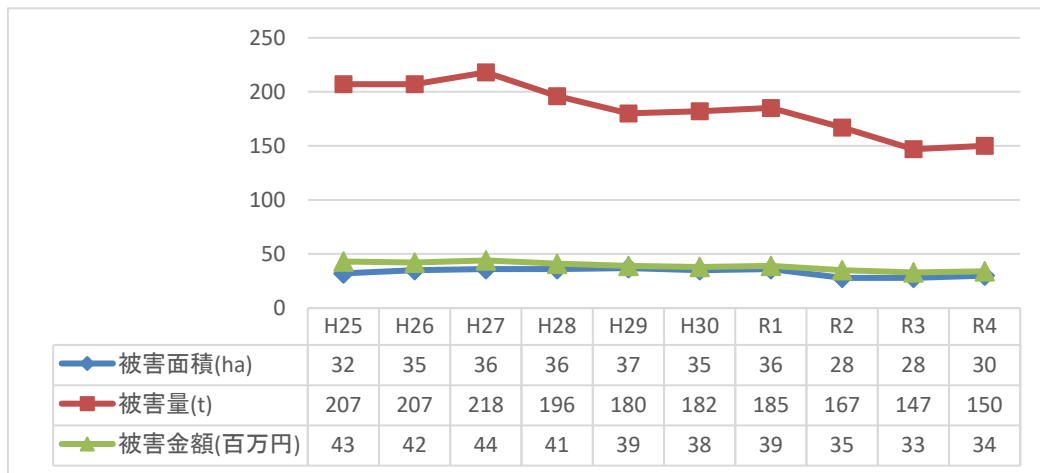


図3 イノシシによる農作物被害状況

## (3) 対策実施状況

第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画の目標を達成するため、令和5年度実施計画に基づき、次の事業を行った。

### ア 個体数調整

イノシシの個体数を適正化し、被害を軽減するため、次のとおり捕獲等を行った。

(ア) 年間捕獲目標数3,000頭のところ、2,596頭（内訳：狩猟767頭、有害308頭、管理1,521頭）を捕獲した（資料2～4）。

(イ) 狩猟規制については、次のとおり規制緩和を実施した。

11月15日から2月15日までの狩猟期間を3月15日までの1ヶ月間延長した。  
なお、狩猟による捕獲頭数は767頭であり、そのうち、延長期間中の捕獲数は143頭であった。

イノシシを捕獲するために使用するくくりわなの輪の直径を12センチメートル以下とする規制をツキノワグマが冬眠に入るであろう時期から、狩猟が終了する時期までの期間（令和5年12月15日～令和6年3月15日）に限り20センチメートル以下に緩和した。

(ウ) 管理捕獲従事者等育成研修を実施し、狩猟や被害対策に関する知識、マナーの習得や実践的な捕獲技術の向上を図り、地域において管理捕獲の中核となる人材の育成に努めた。

### イ 被害防除

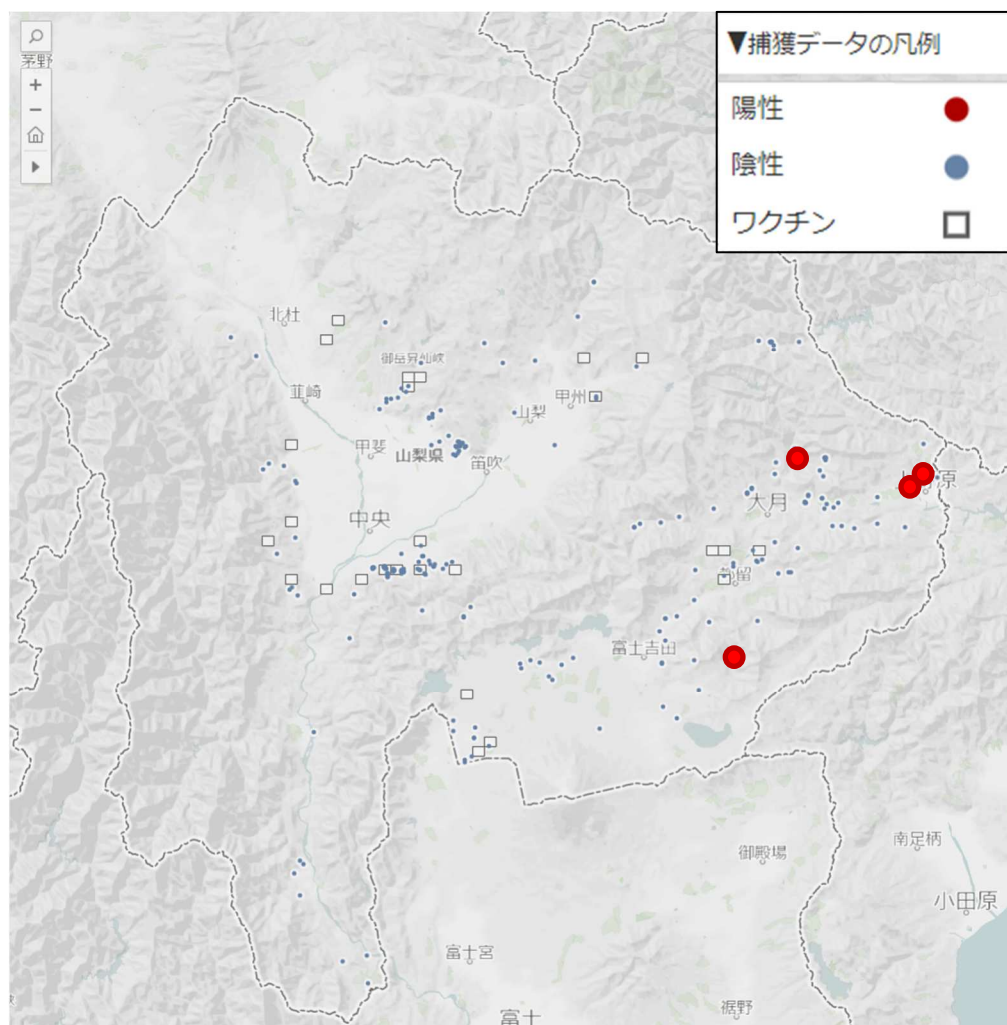
中山間総合整備事業等による防護柵設置

## 集落環境診断

令和元年度から県内で豚熱（CSF）の罹患個体が発生している。令和6年度現在、県内における豚熱（CSF）の野生イノシシの罹患個体は1頭確認されている。（表2、図4）

| 年度  | 検査<br>個体 | 陽性 | 陽性内訳 |    |
|-----|----------|----|------|----|
|     |          |    | 死亡   | 捕獲 |
| R 4 | 208      | 0  | 0    | 0  |
| R 5 | 230      | 3  | 2    | 1  |
| R 6 | 96       | 1  | 0    | 1  |

図4 山梨県内の野生イノシシの豚熱（CSF）発生状況（R6年9月現在）



#### 4 令和7年度年度別実施計画

イノシシによる被害の多くは農作物被害であること、農業被害額、被害量及び被害面積が減少傾向にあり、農作物被害は抑制されている。

しかしながら、依然として被害が発生している状況にあるため、引き続き、里山周辺のイノシシの捕獲を続ける必要がある。特に農作物被害につながる加害個体の捕獲や、里山のイノシシの密度を減らす。

##### (1) 狩猟

###### ア 狩猟期間の延長

イノシシの狩猟期間については、引き続き11月15日から3月15日とし、通常の狩猟期間を1か月間延長することとする。ただし、モニタリング調査等により期間延長の必要がないと判断された場合は中止する。

###### イ くくりわなの輪の直径の規制緩和

イノシシを捕獲するために使用するくくりわなの輪の直径を12センチメートル以下とする規制を、ツキノワグマが冬眠に入るであろう時期から狩猟が終了する日までの期間に限り、20センチメートル以下に緩和する。

規制緩和の開始日については、イノシシ・ツキノワグマ保護管理会議の意見等を踏まえ、狩猟期前に定めることとする。

なお、くくりわなによるツキノワグマの捕獲は禁止されているが、イノシシを捕獲するために仕掛けたくくりわなに、ツキノワグマがかかるケースがある。くくりわなによるイノシシの狩猟を行う場合には、ツキノワグマの錯誤捕獲を防止するため、わなの設置場所や設置方法等についての指導を徹底する。

また、くくりわなにかかった個体が放置されないよう、毎日の見回りの指導を徹底する。

##### (2) 有害捕獲

有害捕獲は、イノシシによる農業被害等を防止するために里山を中心とした地域で市町村、農業協同組合等の法人及び被害を受けている個人等が実施する。

実施時期は、農作物被害が多い時期を中心に実施する。

捕獲方法は、実施時期や実施区域に応じてくくりわな、はこわな、銃猟等を適宜選択して行い、加害個体を捕獲するように努める。

また、ツキノワグマの活動期間である4月から12月は錯誤捕獲が起きないように、くくりわなの使用はできるだけ避け、はこわなを用いる。

##### (3) 管理捕獲

管理捕獲は、里山の耕作地周辺に生息するイノシシを対象として市町村が実施する。

実施時期は、通年であるが、メスの成獣の妊娠期間中や特に農作物被害が多い時期に実施するよう努める。

実施区域は、市町村において農作物被害が多い地区を選定する。

管理捕獲の実施に当たっては、事前に地域住民に周知し、安全確保に努める。

捕獲方法については、実施時期や実施区域に応じてくくりわな、はこわな、銃猟等を適宜

選択して行う。

また、ツキノワグマの活動期間である４月～１２月は錯誤捕獲が起きないようにくくりわなの使用はできるだけ避け、はこわなを用いる。

#### （４）捕獲数の目標

狩猟・有害捕獲・管理捕獲を合わせた年間捕獲目標数は、第３期第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画に基づき３，０００頭とする。

そのうち個体数調整のための管理捕獲は１，２００頭とし、県内全域で行う。

#### （５）生息環境の保護・整備

現存する広葉樹林の保全・整備、針葉樹林の針広混交林への誘導等、多様な自然植生の維持・回復に資する森林の保全・整備を推進する。

#### （６）被害防止対策に関する事項

##### ア 集落周辺の環境整備

###### （ア）集落内農地土地利用形態の見直し

あまり食べようとしない作物（ショウガ、トウガラシ、シソ等）の作付けや、畑の周囲をこのような作物で囲い目隠しにする等、地域の土地利用形態を見直す。

###### （イ）野生動物を誘引する要素の除去

野生動物は農作物だけを目当てに人里に侵入しているわけではない。集落内に存在する収穫しなくなった放任果樹や収穫残渣・くず野菜の放置、墓地の供物の放置などが野生動物に対する餌付け行為となる。したがって、イノシシを集落に近づけるこのような要因を排除した環境改善を行う。

###### （ウ）集落周辺の森林（里山）の手入れ

集落周辺の里山の森林整備を行い、人と動物との緩衝帯を設置し、イノシシ等の野生動物を集落や田畑などの人間の生活圏に入りにくくする。

###### （エ）竹林の手入れ

春から初夏にかけて生長するタケノコは、イノシシの餌となるので、竹林を適切に管理することによって、竹林を拠点として集落に入りにくくする。

###### （オ）耕作放棄地等の解消

水田等の耕作放棄地における放牧等や刈り払い、放任果樹地帯の整備を行うことによって野生動物を集落に入りにくくする。

###### （カ）追い払い

忌避剤や威嚇音等による追い払い等については、イノシシの慣れ等により、効果が出にくい場合や効果が持続しない場合があり、注意が必要である。また、騒音被害に気をつけること。

##### イ 柵の設置等による被害防除の強化

ワイヤーメッシュ柵や電気柵（県総合農業技術センターで開発した多獣種対応型進入防止柵である「獣堀くんライト」等）といった柵は、正しく設置すればイノシシの被害防除に効果がある。



農業者等は、被害状況に応じて電気柵等を設置し農作物の被害等を防除する。

市町村、農業団体等は、地域の実情に合わせ必要に応じて一定規模の農地や集落を獣害対策用の柵で囲いイノシシの侵入を防止する。また里山と農地の間に柵を設置し、被害軽減とすみ分けを図る。

#### ウ 地域ぐるみの取り組み

地域における総合的な被害防除の取り組みとして市町村、県等から支援を受けながら地域ぐるみで次の取り組みを行う。

##### (ア) 学習会の開催等

イノシシの生態、被害防止対策に関する知識や技術等の習得や地域リーダーの育成を図る。

##### (イ) 合意形成

自治会等において被害状況や被害防止対策に関する共通認識を持ち、取組方針等の合意形成を図る。

#### (7) モニタリング等調査研究

##### ア 生息状況

###### (ア) 分布

出猟カレンダー(単位:5kmメッシュ)により、捕獲状況を把握する。

###### (イ) 生息密度

密度指標として捕獲数、捕獲効率、目撃数、目撃率、痕跡密度を調査する。

##### イ 被害状況

農林業被害を把握するため、「野生鳥獣による農作物被害状況調査」等により、農業者、農業団体等の協力を得て被害品目、被害量等の情報を収集する。

#### (8) 計画の実施体制

##### ア 計画の作成

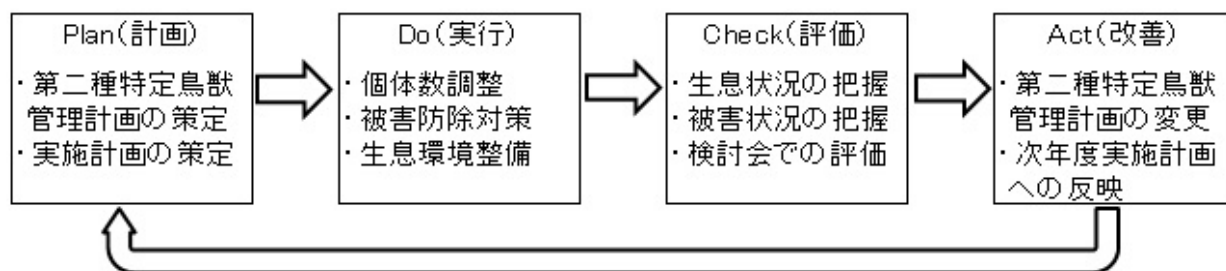
各市町村は、本計画と整合性のとれた、「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」に基づく被害防止計画を策定する。

##### イ 事業の実施

県、市町村、農林業者、地域住民、農林業団体、狩猟者団体等多様な実施主体がそれぞれの役割に応じ、事業を実施する。なお、県は、市町村等が実施する被害防除等の事業に対して助成を行うとともに、地域野生鳥獣被害対策連絡会議において、広域的な個体数調整等の対策や体制整備等について検討を進める。

#### ウ 評価

山梨県イノシシ・ツキノワグマ保護管理会議等の意見を聞く中で、前年度に実施した事業の評価・検証を行うとともに、その結果を第二種特定鳥獣管理計画の変更や次年度実施計画の作成に反映させる。



## (9) その他

### ア 市街地出没への対応

市街地へのイノシシの出没に対応できるよう、市町村が策定するイノシシ等の大型獣が出没した際の対策マニュアルについて作成支援を行う。

### イ 豚熱(CSF)、アフリカ豚熱(ASF)等感染症対策

現状、県内においても豚、イノシシ共通の感染症である豚熱(CSF)が全県的に発生しているため、豚熱対策を含め、イノシシに関連する感染症の資料を作成し、捕獲従事者等への感染防止対策、捕獲時のイノシシの適切な扱いなど、周知を行う。また、現在、アフリカ豚熱(ASF)は国内未発生であるが、発生状況によっては捕獲事業者や狩猟者に対し、必要な防疫措置を徹底するため、講習会にて普及啓発資料の配布等の周知を図る必要がある。

### ウ 錯誤捕獲の予防

錯誤捕獲を予防するため、捕獲目的の動物にあったわな・檻の設置等の徹底を図る。

また、錯誤捕獲が複数回発生した場合には、周辺でのわな設置を中止することを指導し、錯誤捕獲の防止に努める。

### エ 普及啓発・広報活動

県は管理事業の実施状況や調査結果に基づく、イノシシの生息状況、被害状況、捕獲状況等について、ホームページ等により公表するよう努める。

市町村はイノシシの生息状況など地域の実情に応じた講習会の開催やパンフレットの活用等により、住民等に対しイノシシに関する基本的知識の周知やイノシシに対する被害防止対策や生息環境管理など住民自らが取り組める対策の普及啓発に努める。

### オ その他

管理事業の実施に当たっては、県や大学等の研究機関の科学的知見に基づく調査結果や研究成果を取り入れ、管理の目標設定や、目標を達成するための施策に反映させる。

# 資 料

**資料1 イノシシと全鳥獣による農作物被害の状況※令和5年度分は集計中**

|      |           | H25   | H26   | H27   | H28   | H29   | H30   | R1    | R2    | R3    | R4    |
|------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| イノシシ | 被害面積(ha)  | 32    | 35    | 36    | 36    | 37    | 35    | 36    | 28    | 28    | 30    |
|      | 被害量(t)    | 207   | 207   | 218   | 196   | 180   | 182   | 185   | 167   | 147   | 150   |
|      | 被害金額(百万円) | 43    | 42    | 44    | 41    | 39    | 38    | 39    | 35    | 33    | 34    |
|      | 被害金額(構成比) | 22.4% | 22.3% | 24.4% | 24.8% | 24.5% | 25.2% | 26.4% | 24.0% | 24.1% | 24.3% |
| 全鳥獣  | 被害面積(ha)  | 146   | 148   | 155   | 146   | 145   | 145   | 135   | 138   | 129   | 128   |
|      | 被害量(t)    | 796   | 786   | 776   | 728   | 667   | 630   | 620   | 606   | 547   | 544   |
|      | 被害金額(百万円) | 192   | 188   | 180   | 165   | 159   | 151   | 148   | 146   | 137   | 140   |

**資料2 イノシシ捕獲状況(有害＋管理捕獲頭数)**

| NO | 市町村    | H26   | H27   | H28   | H29   | H30   | R1    | R2    | R3    | R4    | R5    |
|----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1  | 甲府市    | 107   | 108   | 47    | 213   | 176   | 294   | 132   | 126   | 148   | 182   |
| 2  | 富士吉田市  | 30    | 20    | 27    | 30    | 32    | 48    | 11    | 18    | 6     | 35    |
| 3  | 都留市    | 50    | 75    | 103   | 98    | 100   | 196   | 64    | 49    | 88    | 94    |
| 4  | 山梨市    | 51    | 54    | 75    | 108   | 89    | 249   | 89    | 137   | 123   | 106   |
| 5  | 大月市    | 40    | 15    | 129   | 38    | 93    | 127   | 76    | 15    | 66    | 92    |
| 6  | 韮崎市    | 50    | 50    | 50    | 50    | 50    | 60    | 50    | 50    | 46    | 53    |
| 7  | 南アルプス市 | 58    | 58    | 59    | 93    | 75    | 45    | 55    | 49    | 51    | 42    |
| 8  | 北杜市    | 121   | 130   | 140   | 167   | 210   | 173   | 176   | 188   | 246   | 345   |
| 9  | 甲斐市    | 63    | 48    | 36    | 35    | 41    | 32    | 31    | 30    | 38    | 41    |
| 10 | 笛吹市    | 56    | 47    | 72    | 77    | 115   | 267   | 184   | 113   | 141   | 112   |
| 11 | 上野原市   | 80    | 85    | 350   | 146   | 183   | 329   | 122   | 92    | 115   | 90    |
| 12 | 甲州市    | 138   | 122   | 218   | 134   | 134   | 148   | 139   | 68    | 81    | 99    |
| 13 | 中央市    | 12    | 28    | 20    | 56    | 34    | 37    | 28    | 25    | 41    | 51    |
| 14 | 市川三郷町  | 55    | 47    | 61    | 68    | 93    | 125   | 73    | 35    | 65    | 126   |
| 15 | 早川町    | 8     | 4     | 10    | 5     | 4     | 21    | 26    | 2     | 6     | 7     |
| 16 | 身延町    | 120   | 101   | 94    | 184   | 222   | 253   | 147   | 67    | 90    | 127   |
| 17 | 南部町    | 80    | 51    | 121   | 68    | 134   | 110   | 103   | 13    | 83    | 61    |
| 18 | 富士川町   | 80    | 57    | 32    | 50    | 55    | 52    | 39    | 20    | 15    | 23    |
| 19 | 昭和町    | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 20 | 道志村    | 10    | 5     | 10    | 10    | 20    | 10    | 15    | 10    | 18    | 17    |
| 21 | 西桂町    | 15    | 15    | 12    | 10    | 35    | 38    | 8     | 2     | 4     | 11    |
| 22 | 忍野村    | 20    | 20    | 23    | 22    | 37    | 28    | 30    | 9     | 8     | 15    |
| 23 | 山中湖村   | 10    | 10    | 10    | 10    | 10    | 10    | 10    | 11    | 13    | 10    |
| 24 | 鳴沢村    | 6     | 11    | 10    | 10    | 35    | 20    | 12    | 8     | 7     | 14    |
| 25 | 富士河口湖町 | 70    | 53    | 70    | 48    | 52    | 74    | 66    | 18    | 56    | 56    |
| 26 | 小菅村    | 28    | 12    | 17    | 14    | 3     | 29    | 4     | 2     | 16    | 14    |
| 27 | 丹波山村   | 10    | 10    | 15    | 13    | 10    | 13    | 7     | 4     | 3     | 6     |
| 計  |        | 1,368 | 1,236 | 1,811 | 1,236 | 2,042 | 2,788 | 1,697 | 1,161 | 1,574 | 1,829 |

**資料3 イノシシ狩猟による捕獲状況**

|            | H26   | H27   | H28   | H29   | H30   | R1    | R2    | R3   | R4   | R5    |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|-------|
| 狩猟頭数       | 1,154 | 693   | 953   | 736   | 1,016 | 1,542 | 503   | 510  | 568  | 767   |
| (内猟期延長期間中) | (216) | (119) | (152) | (158) | (239) | (290) | (107) | (99) | (84) | (143) |

※( )内の数字は、猟期延長期間中における捕獲数で左の数字の内数。

**資料4 イノシシ捕獲頭数(有害＋管理捕獲＋狩猟)**

|         | H26   | H27   | H28   | H29   | H30   | R1    | R2    | R3    | R4    | R5    |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 有害・管理捕獲 | 1,368 | 1,236 | 1,811 | 1,236 | 2,042 | 2,788 | 1,697 | 1,161 | 1,574 | 1,829 |
| 狩猟      | 1,154 | 693   | 953   | 736   | 1,016 | 1,542 | 503   | 510   | 568   | 767   |
| 合計      | 2,522 | 1,929 | 2,764 | 1,972 | 3,058 | 4,330 | 2,200 | 1,671 | 2,142 | 2,596 |